

(別紙)

## 令和5年度 産地発展促進事業 追加募集案内

**募集期間：令和5年6月から令和6年1月までの毎月末※  
(ただし、予算額に達した時点で、それ以降の募集は中止します)**

事業に関する要綱・要領、様式等は、宮城県園芸推進課の下記ホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/sanchihatten-r5.html>

### 1 事業の目的

みやぎの園芸特産振興戦略プラン(令和3年3月策定)で定める県戦略品目の産地発展に向け、県内の農業団体等が行う産出額の拡大に寄与する装置・機械・施設の整備等に要する経費の一部を補助するとともに、産地強化の体制整備及び販売促進に向けた取組等を支援するもの。

また、県戦略品目のうち、ばれいしょについて、重点的に生産振興を図るため、ばれいしょ種苗の導入経費の一部を支援するもの。

### 2 事業対象者

宮城県内の農業協同組合、集落営農組織、その他の営農集団、農業法人(※)

※農業法人は、事業内容がばれいしょ種苗費の場合に限る

### 3 事業要件等

- (1) 県戦略品目の産地発展に寄与する取組であること
- (2) 市町村、関係農業団体等の関係機関と連携を図りながら産地活性化に配慮した取組であること
- (3) 対象品目について、補助事業年度の3年後における、「作付面積」、「10アール当たり収量」及び「販売額」の具体的目標を設定し、その目標達成により、いずれかで事業年度よりおおむね10%以上の増加が見込まれること。

### 4 補助内容及び採択予定件数

#### (1) 整備事業(ハード)

補助率：1/2以内、補助上限：8,000千円(ただし予算残額の範囲内)

補助対象：事業計画の達成に必要と認めた装置、機械、施設等の導入及びその経費。

採択予定件数：1件程度

#### (2) 推進事業(ソフト)

補助率：定額、補助上限：500千円

補助対象：事業計画の達成に必要と認めた体制整備及び販売促進に向けた取組等の経費。

採択予定件数：1件程度

※(1)と併せて実施するものに限る。

#### (3) ばれいしょ種苗費

補助率：1/2以内

補助対象：ばれいしょの種苗費

採択予定件数：5件程度

※これまでの経営で最も多い栽培面積から新たに増加させる栽培面積分が対象。

## 7 事業実施期間

補助金交付決定の日から令和6年3月15日まで

## 8 予算残額

約3,000千円

## 8 応募の流れ

### (1) 事業実施計画書の提出

所在地を所管する県地方振興事務所又は地域事務所の農業振興部に必要書類を提出。

### (2) 事業ヒアリング

必要に応じて、県は応募事業者へのヒアリングを行う。

### (3) 採択

県で審査会を開催し、事業実施計画書を審査し、採択事業者を決定する。

※審査会では事業計画の内容、目標設定等について審査を行い、採択事業者を決定する。

## 9 応募に必要な書類

(1) 計画承認申請書（産地発展促進事業実施要領 別記様式第1号）

(2) 事業計画書（産地発展促進事業費補助金交付要綱 別紙1）

(3) 納税証明書（すべての県税）

(4) 事業実施主体が集落営農組織の場合にあっては、農業生産法人化計画の写し、その他の営農集団の場合にあっては、当該団体の組織及び運営に関する規約の写し

(5) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）及び役員等名簿

(6) その他知事が必要と認める書類

## 10 問合せ先

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0224-53-3289	FAX0224-53-3138
仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL022-275-9250	FAX022-275-0296
北部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0229-91-0717	FAX0229-23-0910
北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部地域調整班	TEL0228-22-2268	FAX0228-22-6144
東部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0225-95-7809	FAX0225-95-2999
東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部地域調整班	TEL0220-22-3535	FAX0220-22-7522
気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0226-24-2534	FAX0226-22-1606
農政部園芸推進課園芸振興班	TEL022-211-2843	FAX022-211-2849